

指令第二二七四二號

嘉義廳哆囉嚨東頂堡牛肉崎庄四七七番地

曾川

大正六年十一月十五日附願嘉義廳果毅堡
果毅後庄別紙調書番官有山林 面積 貳
甲五分八厘七毫絲拂下ノ件許可候條左ノ
通心得ヘシ

大正七年十月二十五日

台灣總督 明石元二郎

- 一、 賣渡代金ハ金叁拾八圓八拾壹錢トス
- 二、 土地ノ引渡ハ嘉義廳長ニ請求スヘシ
- 三、 賣渡地ノ登記其ノ他ニ付テハ嘉義廳長ノ指揮
ヲ承クヘシ
- 四、 第一項ノ地代金ヲ官ノ指定スル期限内ニ完納セ
サルキハ本許可ヲ取消スコトアルヘシ

